

肥料販売業者各位
農薬販売業者各位

三重県農林水産部長

爆発物を使用したテロ等の未然防止のために肥料・農薬販売業者等が
講ずる措置の周知・指導の徹底について（通知）

平素は、肥料・農薬行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

このことについては、令和5年3月6日付け農林水第15-448号によりご協力をお願いしているところですが、このたび、別添のとおり農林水産省消費・安全局農産安全管理課長から再度の周知依頼がありましたので、ご了知のうえ、引き続き、下記によりご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 11品目の化学物質（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。
また、盗難・紛失事案が発生した場合には速やかに警察に通報すること。
- 2 11品目の取引に際しては、購入者の氏名、住所等を身分証により確認するなどし、本人性を確実に確認するとともに、使用目的等の確認を行うこと。
また、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には、取引を差し控えること。
- 3 11品目のうち、塩素酸ナトリウム等、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律303号。）に規定する劇物については、使用目的を確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えるなど、その取扱いに特に留意すること。
- 4 11品目のうち、硝酸カリウムについては、具体的な栽培品目の聞き取り等により、使用目的が農作物の栽培であること等を確実に確認し、使

用目的を合理的・具体的に説明できない場合には販売を差し控えること。

- 5 インターネットを利用した取引が爆発物の原料の入手に悪用されている実態にあることから、インターネットにおける取引について、特に、上記1～4の措置を確実に講じること。
- 6 肥料、農薬以外で11品目の化学物質を含有する家庭用製品についても、例えば、過酸化水素を含有する家庭用製品の取引に際して、通常の見込みに比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うこと。
- 7 上記6に掲げる場合のほか、氏名、住所、又は使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、その後の捜査等に協力すること（これまで事業者からの通報により爆発物の製造事案が検挙され、被害が未然防止された事例がある。）

事務担当： 農産物安全・流通課
食の安全・安心班 石山、濱口
TEL：059-224-3154 FAX：059-223-1120

5 消安第 5 3 4 号
令和 5 年 4 月 20 日

三重県 農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

爆発物を使用したテロ等の未然防止のために肥料・農薬販売業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（再周知等の依頼）

平素より肥料・農薬行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

貴都道府県におかれては、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を徹底するため、別添の「爆発物を使用したテロ等の未然防止のために肥料・農薬販売業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）」（令和 5 年 3 月 3 日付け 4 消安第 6760 号）に基づき、貴都道府県管轄の肥料・農薬販売業者等に対して、肥料・農薬販売業者等がとるべき措置の周知・指導をされているものと承知しています。

本年 5 月に G 7 広島サミット等の開催が予定されている中、爆発物の原料となり得る化学物質に係るこれまでの対策について、より一層の徹底が求められているところです。

つきましては、貴都道府県におかれては、行政区域内の爆発物の原料となり得る肥料・農薬の販売業者に対し、改めて上記通知の内容について、周知・指導の徹底をお願いいたします。。

なお、本件については、別紙のとおり、当職より肥料・農薬関係団体の長に通知していることを申し添えます。

4 消安第 6 7 6 0 号
令和 5 年 3 月 3 日

三重県 農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

爆発物を使用したテロ等の未然防止のために肥料・農薬販売業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）

平素より肥料・農薬行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

貴都道府県におかれては、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を徹底するため、「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた肥料・農薬販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底について（依頼）」（令和 4 年 9 月 22 日付け 4 消安第 3341 号）に基づき、肥料・農薬販売業者等がとるべき措置の周知・指導をされているものと承知しています。

本年には、G7 広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事の開催が予定されている中、爆発物の原料となり得る化学物質について、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう、このたび、警察庁から別添「爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）」（令和 5 年 3 月 2 日付け警察庁丁備企発第 43 号）（以下「警察庁通知」という。）のとおり依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれては、警察庁通知の趣旨を踏まえ、行政区域内の爆発物の原料となり得る肥料・農薬を販売する事業者に対し、下記内容について、周知・指導の徹底をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、肥料の販売業者又は農薬の販売者に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いします。

なお、本件については、警察庁から各都道府県警察本部に通知されているとともに、別紙のとおり、当職より肥料・農薬関係団体の長に通知していることを申し添えます。

記

- 1 11 品目の化学物質（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。また、盗難・紛失事案が発生した場合には、速やかに警察に通報すること。
- 2 11 品目の取引に際しては、購入者の氏名、住所等を身分証により確認するなどし、本人性

を確実に確認するとともに、使用目的等の確認を行うこと。また、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。

- 3 11品目のうち、塩素酸ナトリウム等、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律303号。）に規定する劇物については、使用目的を確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えるなど、その取扱いに特に留意すること。
- 4 11品目のうち、硝酸カリウムについては、具体的な栽培品目の聞き取り等により、使用目的が農作物の栽培であること等を確実に確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない場合には販売を差し控えること。
- 5 インターネットを利用した取引が爆発物の原料の入手に悪用されている実態にあることから、インターネットにおける取引について、特に、上記1～4の措置を確実に講じること。
- 6 肥料、農薬以外で11品目の化学物質を含有する家庭用製品についても、例えば、過酸化水素を含有する家庭用製品の取引に際して、通常の利用に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うこと。
- 7 上記6に掲げる場合のほか、氏名、住所、又は使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、その後の捜査等に協力すること（これまで事業者からの通報により爆発物の製造事案が検挙され、被害が未然防止された事例がある。）。